

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (LTE-Advanced の高度化等)

1 概要

将来の電波利用ニーズの更なる増加や、高速通信サービスの加入数の増加やコンテンツの多様化などによる移動通信トラヒックの増加等への対応が期待されている。

このような背景を踏まえ、情報通信審議会において、周波数逼迫対策のため、第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)の1.7GHz帯の周波数拡張及び上り256QAMの導入、並びに広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の空中線電力の増力等に係る「LTE-Advanced等の高度化に関する技術的条件」について審議が行われ、総務省は、本年9月27日(水)に情報通信審議会から一部答申を受けた。

同答申を踏まえ、LTE-Advancedの1.7GHz帯の周波数拡張及び上り通信速度の高速化、BWAのカバレッジ拡張並びにその他規定の整備のため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

2 変更概要

- 指定無線設備の対象周波数帯を1.7GHz帯の周波数拡張帯域へ変更 (電波法施行規則 第51条の2)
- LTE-Advancedの1.7GHz帯の周波数拡張及び上り通信速度の高速化に必要な規定の整備 (無線設備規則 第24条、第49条の6、第49条の6の9及び第49条の6の10)
- BWAのカバレッジ拡張に必要な規定の整備 (無線設備規則 第49条の29)
- その他時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に係る規定の整備 (無線設備規則 第14条、第49条の8の2の3)

3 施行期日

公布の日から施行(平成30年1月25日)